

## Go To トラベル事業 事後還付手続きのご案内

下記に該当する方は、還付手続きを行っていただく事で、割引分の還付を受けることができます。

### 対象

以下の3つの条件をいずれも満たすものについては、旅行後に割引分の還付を受けることができます。

- ①7月22日(水)以降に開始するGo Toトラベル事業の支援対象の旅行または宿泊であること  
※7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないもの(例えば、パッケージツアー)は7月22日(水)以降に相当する旅行代金も含めて還付の対象外となります。
- ②8月31日(月)までに終了する旅行であること(宿泊を伴う旅行の場合は、9月1日(火)チェックアウトまで)
- ③旅行者が旅行商品を予約・購入した旅行事業者・オンライン予約サイト・宿泊施設において、Go Toトラベル事業の適用による割引された価格での旅行商品の販売のための準備が整っていないこと  
※割引価格での旅行商品の販売のための準備が整った以降は、旅行者は事後還付手続きをとる必要がありません。(あらかじめGo Toトラベル事業による支援額(旅行代金の35%)を割り引いた価格で購入可能です。)

※当面の間、東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する方の旅行はGo Toトラベル事業の支援対象外となります。

### 給付金給付額

必要な申請書類が提出され、事務局による確認が行われた場合には、旅行代金の35%に相当する額の給付金を受け取ることができます。


なお、地域共通クーポンは、9月以降の旅行からの発行を予定しております。このため、今般の事後還付手続きの対象となる旅行については、地域共通クーポンの発行やこれに相当する金額(旅行代金の15%)の給付を受けることはできません。

申請のお手続き方法は、旅行の申込方法により異なります、下記をご確認のうえお手続きください。

#### ①旅行事業者(旅行会社・オンライン予約サイト)を通じたご予約で事前決済をした場合

以下の2つの条件をいずれも満たすものについては、今般の事後還付手続きの対象となります。


- ①Go Toトラベル事業参画基準を満たしている旅行事業者(旅行会社・オンライン予約サイト)であること
- ②Go Toトラベル事業参画基準を満たしている宿泊施設を利用していること  
※日帰り旅行についてはすべて事務局への還付申請となります。

 **お申込みの旅行事業者(旅行会社・オンライン予約サイト)へお問い合わせください。**

#### ②宿泊施設へ直接予約手続き又は、オンライン予約サイトを通じたご予約で現地決済をした場合

以下の条件を満たすものについては、今般の事後還付手続きの対象となります。

- Go Toトラベル事業参画基準を満たしている宿泊施設を利用していること  
※宿泊施設に準ずるもの(夜行フェリー、寝台列車、クルーズ)については事務局への還付申請となります。

 **ご自身で還付申請を行ってください。(詳細は次のページへ)**

## ②宿泊施設へ直接予約手続き又は、オンライン予約サイトを通じたご予約で現地決済をした場合

### 申請書類

- ①事後還付申請書(様式第1号)
- ②支払内訳がわかる書類(支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等)
- ③宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの)  
※寝台列車・夜行フェリー・クルーズの場合については、実際に乗車船したことを証明する書類
- ④口座確認書(旅行者用)(様式第2号の1)
- ⑤口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)

#### <留意事項>

- ・②と③は、お泊りになった宿泊施設に発行を依頼してください。
- ・①・④・⑤については、日本旅行業協会(JATA)ホームページまたはGo Toトラベル事業公式サイト(7/27にオープン予定)から入手(ダウンロード)し、必要事項をご記入ください。
- ・③は、氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているものであれば各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。
- ・④は、旅行者ご本人名義の口座であることが必要です。
- ・①・②・③・⑤については、旅行者ご本人のお名前であることが必要です。

### 申請期間

令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)まで **※消印有効**

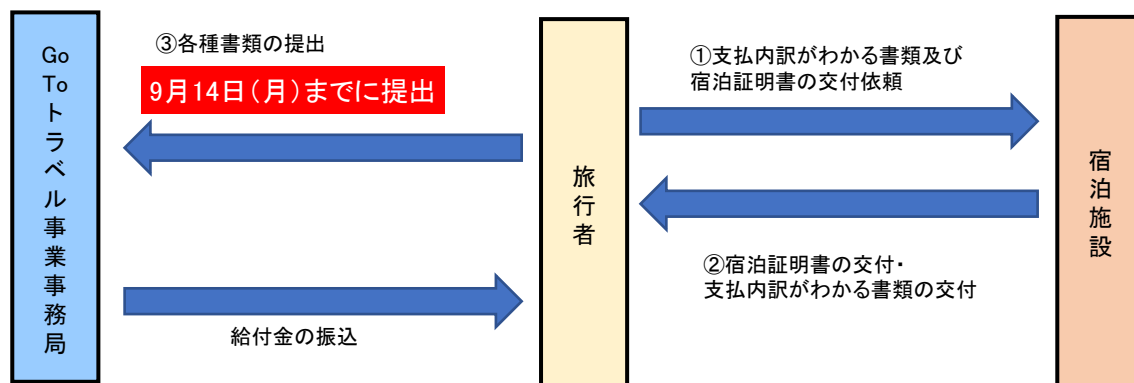
### 申請書類の送付先

「Go Toトラベル事業事務局」  
住所:現在調整中(観光庁ホームページにて発表予定)  
電話番号:現在調整中(観光庁ホームページにて発表予定)

### 給付金の振込

すべての申請書類を受理・確認した後、10月末を目途に給付金を指定の口座に振り込みます。なお、振込が完了した旨を、事務局から個別に通知することはいたしません。

### 申請フロー



### 【お問い合わせ先】「Go Toトラベル事務局」

受付時間:10:00~17:00

TEL:03-3548-0520(土日祝は休み)

TEL:03-3548-0540(7月21日から7月31日まで毎日受付)

※8月1日以降は、別の電話番号にてご案内予定

※Go Toトラベル事業公式サイトは7/27にオープン予定